

令和7年度

部活動振興会総会

目次

- 部活動振興会の組織と事務局業務分担について . . . 1
- 部活動振興会 個人情報取扱規則 . . . 2～3
- 部活動振興会 規約・細則 . . . 4～9
- 部活動のきまりについて . . . 10～11
- 令和6年度決算報告 . . . 12～
- 令和7年度予算について
※後日、別紙にて報告させていただきます。

部活動振興会

1. 役員一覧

会 長：PTA 会長（保護者）
 副 会 長：PTA 副会長（保護者）、蒲谷 貴史（教頭）
 事務局員：PTA 事務局（保護者）
 廣瀬 皓平、徳永 悠人、笹山 堅矢、鈴木 珠希（教師）
 会 計：PTA 会計（保護者）、佐藤 克紀（教師）
 会計監査：PTA 監査（保護者）
 顧 問：細川 直久（校長）

2. 顧問一覧

部活動名	顧問	ミーティング室
野球	細田 大地、笹山 堅矢	2 年 4 組
サッカー	廣瀬 皓平、福井 和拓	3 年 5 組
駅伝	遠藤 寧々	1 年 3 組
バスケットボール（男）	徳永 悠人、伊藤 翼	1 年 4 組
バスケットボール（女）	伊藤 一磨、鈴木 珠希	3 年 3 組
バレーボール（女）	笹嶋 李果、大村 暢彦	2 年 2 組
ソフトテニス（女）	今井 聖子（部活動指導員）、小野 晃子	1 年 5 組
吹奏楽	佐藤 克紀、遊佐 彩子	第 1 音楽室
美 術	時任 洸揮、山崎 久子	美術室

3. 中体連の引率

上記の部活動以外で、中体連大会に参加を希望する生徒がいる競技の引率については、競技の数に合わせ、必要な引率者の調整を校長先生にお願いします。

4. 事務局員（教師）仕事分担

事務局長：廣瀬 皓平 ⇒ 顧問会議の召集・企画・運営、きまり等
 広 報：徳永 悠人、笹山 堅矢、鈴木 珠希 ⇒ 活動報告、表彰等
 会 計：佐藤克紀 ⇒ 会計手続きの窓口

札幌市立宮の丘中学校 部活動振興会 個人情報取扱規則

(目的)

第1条 札幌市立宮の丘中学校部活動振興会（以下、「本会」という）が保有する個人情報の適正な取扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、役員名簿・会員名簿・行事などの記録や写真及びその他の個人情報データベース（以下、「個人情報データベース」という）の取扱いについて定めるものとする。

(責務)

第2条 本会は、個人情報保護に関する法令を遵守すると共に、本会活動において個人情報の保護に努めるものとする。

(管理者)

第3条 本会における個人情報データベースの管理者は、会長とする。

(取扱者)

第4条 本会における個人情報データベース取扱者は、役員・各委員会委員長とする。

(秘密保持義務)

第5条 個人情報データベースの管理者・取扱者は、職務上知りうることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(収集方法)

第6条 本会は、個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。

(周知)

第7条 個人情報取扱いの方法は、総会資料や広報紙等で会員に周知する。

(利用)

第8条 取得した個人情報は、次の目的に沿った利用を行うものとする。

- (1) 会費の集金業務、管理業務
- (2) その他の文書の送付
- (3) 役員・会計監査・会員等の名簿の作成

(利用目的による制限)

第9条 本会はあらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

(管理)

第10条 個人情報は管理者又は取扱者が保管するものとし、適正に管理する。また、不要となった個人情報は管理者立ち合いのもとで、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

(保管及び持ち出し等)

第11条 個人情報データベース、個人データを取り扱う電子機器等については、ウイルス対策ソフトを入れるなど適切な状態で保管することとする。また、持ち出す場合は、電子メールでの送付も含め、ファイルにパスワードをかけるなど適切に行うこととする。

(第三者提供の制限)

第12条 個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

- (1)法令に基づく場合
- (2)人の生命、身体または財産の保護のために必要な場合
- (3)公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進に必要な場合
- (4)国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令を定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

(第三者提供に係る記録の作成等)

第13条 本会は、個人情報を第三者(第12条第1号から第4号の場合を除く)に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1)第三者の氏名
- (2)提供する対象者の氏名
- (3)提供する情報の項目
- (4)対象者の同意を得ている旨

(第三者提供を受ける際の確認等)

第14条 第三者(第12条第1号から第4号の場合を除く)から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1)第三者の氏名
- (2)第三者が個人情報を取得した経緯
- (3)提供を受ける対象者の氏名
- (4)提供を受ける情報の項目
- (5)対象者の同意を得ている旨(事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要)

(情報の開示)

第15条 本会は、本人から個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる

(漏えい時等の対応)

第16条 個人情報データベースを漏えい等(紛失含む)したおそれがあることを把握した場合は、直ちに管理者に報告する。

(研修)

第17条 本会は、役員・会員に対して、定期的に、個人データの取扱いに関する留意事項について、研修を実施するものとする。

(苦情の処理)

第18条 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない

(改正)

第19条 法令の改正または実務上の不備が発生した場合は、役員会において審議し承認をもって改定することができる。なお、本規則を改定した場合は、第7条に定める周知方法をもって会員へ周知するものとする。

附則 本規則は、平成30年6月28日より施行する。

部活動振興会規約

札幌市立宮の丘中学校

第1章 名称 及び 事務局

第1条 この会は「札幌市立宮の丘中学校部活動振興会」と称し、事務局を札幌市立宮の丘中学校内におく。

第2章 目的 及び 事業

第2条 この会は、生徒の部活動の振興と充実に寄与することを目的とし、生徒の健全な心身の発達をはかる。そのため次のような事業を行う。

1. 部活動が円滑に行われるよう後援、援助する事業
2. 望ましい部活動の発展をめざし、これを推進する事業
3. その他、本会の目的達成に必要な事業

第3章 会 員

第3条 この会は、次の会員をもって構成する。

1. 正 会 員 部活動に直接参加する生徒の保護者を正会員とする。
2. 賛助会員 この会の趣旨に賛同する宮の丘中学校の保護者及び校下の有志を賛助会員とする。

第4章 役員とその任務

第4条 この会に次の役員をおく。任期は1年として再任をさまたげない。

1. 会 長 1 名（保護者）
2. 副 会 長 若干名（保護者、教師）
3. 事務局員 若干名（保護者、教師）
4. 会 計 2 名（保護者、教師）
※事務局員が兼任してもよい。
5. 会計監査 2 名（保護者）

第5条 役員の任務は次の通りとする。

1. 会 長 本会を代表し、会務を統括する。
2. 副 会 長 会長を補佐し、会長不在の時は職務を代行する。
3. 事務局員 業務の企画及び具体的な運営にあたる。
4. 会 計 経理を担当する。
5. 会計監査 経理業務を監督する。

第6条 本会に顧問をおくことができる。顧問は会長が委嘱し会の諮問に応ずる。

第7条 役員は、役員会にて互選し、総会の承認を受ける。
(ただし、会長、副会長、事務局長、会計監査とし、あとは会長が委嘱する。)

第5章 学 校 長

第8条 校長は学校運営の立場から本会のすべての会議に出席し意見を述べることができる

第6章 会 議

第9条 この会の目的達成のために次の会議を設ける。

1. 総 会 この会の最高決議機関として、総会を設け毎年1回開く。また会長が必要と認めたときは臨時に開くことができる。
2. 役員会 役員をもって構成し、会長が招集する。役員会は本会の業務全般の運営にあたる。緊急を要する事項の審議決定をすることができる。
3. 事務局会 事務局員をもって構成し、事務局長が招集する。事務局は本会の具体的運営事項及び具体的活動の推進にあたる。

第7章 会 計

第10条 この会の経理は会費その他の収入をもってあたり、会費については細則に定めるものとする。また会費納入方法についても同じとする。

第11条 この会の会計年度は4月にはじまり翌年3月末に終わるものとする。

第8章 部 活 動

第12条 この会が後援、援助する部活動は札幌市立宮の丘中学校で組織される部活動とする。
また、部活動の活動規定は、細則に定める。

第9章 個人情報取扱規則

第13条 本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については「札幌市立宮の丘中学校部活動振興会個人情報取扱規則」に定め適正に運用するものとする。

第10章 付 則

第14条 この会の会則の改正は総会において出席者の過半数以上の賛成にて成立する。

第15条 この会の業務を遂行するため、会則のほかに細則を定める。細則は役員会にて決定する。

第16条 本会則は昭和58年4月1日より実施する。

- ・平成23年4月 第4条 会計監査の人数について改正。
- ・平成30年6月 第13条 個人情報取扱規則を追加

細 則

第1章 入 会

第1条 本会に入会する場合は、所定の手続きにより申し込みをしなければならない。

1. 入会申込書に必要事項を記入する。
2. 入会と同時に会費（賛助会費）を納入する。
3. 会費は入会時に全額を納入する。

第2条 本会の入会は、活動しようとする生徒の保護者およびこの会の目的に賛同しようとするものによってなされる。

第2章 会費 及び 予算

第3条 本会の会費は、会費ならびに賛助会費とし、次の通りとする。

1. 会費は活動するもの1名につき、次の通りとする。

活動生徒 1名・・・年額 4,000円

※年度途中での入部希望者の会費は次の通りとする。

（4～9月入部・・・4,000円 10～3月入部・・・2,000円）

2. 賛助会費は、1口1,000円として何口でも納めることができる。

※賛助会費とは、その人の子ども（生徒）は活動に参加していないが、部活動の趣旨に賛同して納入するものをいう。なお、正会員の人でも賛助会費は、何口でも納めることができる。

第4条 本会の予算は、本会事務局で案を計画し、役員会の承認を得て、総会にて承認を受ける。また、決算についても同じとする。

第5条 本会の部活予算は事務局において、部活動指導者の賛同を得て決定する。

尚、個人戦による大会参加については以下の規定とする。

1. 中体連、新人戦による個人戦の大会参加費は振興会費から支出する。
2. 上記の大会以外の個人戦参加については登録選手から徴収するか、各部活に割り当てられる活動費から支出する。

※硬式テニスに関しては、北海道中学校テニス選手権大会（シングルス）、北海道中学校テニス新人戦大会 個人戦シングルスの部、のみ振興会から支出する。その他ダブルスや団体戦参加については、登録選手から徴収する。

第3章 部 活 動

第6条 部の発足を下記の条件で認める。

- ・活動を希望する生徒が原則として10名程度いること。
- ・部活動指導者（スポンサー）が1名以上いること。
- ・体育系の部活動については、団体登録できる人数がいること。
（文化系はその限りではない。）
- ・1年間を通して、継続的に活動が見通せるもの。

※第6条を満たせなくなった部は廃止とする。

第7条 部活動は、各部の指導者の計画によるが、活動時間は平日を2時間程度、休日を3時間程度とする。平日は原則として放課後活動終了後を活動開始時間とする。ただし、学校事情により活動時間を早めることはできる。

活動時間は原則として次のように定める。

1. 平 日（月～金） 夏 期（3月～10月） ～18：30まで。

冬 期（11月～2月） ～18：00まで。

※1 なお、中体連、中体連選手権大会に出場するときは、約2週間前から活動時間を19時まで延長することができる。ただし、学校、保護者への周知徹底を図り、家庭の許可を得た場合のみ練習に参加できることとする。

※2 ※1の活動時間はすべて後始末、清掃などを終え、学校から出る時間とする。また、活動する生徒は関係生徒のみとする。

2. 朝練習は部活動ごとに実施を決定し、家庭の許可を得た場合のみ練習に参加できることとする。活動時間は、7時30分から8時15分までとする。終了時間までに後片付けを終わらせ、8時30分までに教室に入る。

第8条 活動休養日及び活動禁止日を次のように定める。

1. 指導者が不在の時（指導者に代わるものがある場合は活動可とする。）

2. 職員会議の日

3. 定期テスト前3日間

4. 札教研事業の日

5. 校外で学校行事を行う時

6. 夏季休校日、年末年始の休日（一定期間のオフシーズンの設定）

7. その他

①学校で定める日

- ・インフルエンザ様疾病等による学年、学級閉鎖、臨時休業の時
- ・気象災害など危険が予想される時
- ・その他

②各部活動ごと設定する日

- ・上記の日を含め、平日1日以上、土日1日以上の休養日を設定する。大会等で両日活動する場合は振替日を設定する。休養日、振替日は各部で決定する。

※朝練習に関しても上の活動休養日及び活動禁止日を遵守する。

第9条 土曜日、日曜日、祝日に活動するときは、届け出により学校長の承認を受ける。対外試合についても届け出る。

第10条 正式な大会などに参加するときは、会長または学校長に届け出て承認を受ける。宿泊を伴う大会等に参加する場合は、「泊を伴う部活動等実施届」を提出する。

第11条 活動の場所、日割りは部活動指導者（スポンサー）会において調整・決定する。

第4章 旅 費 規 定

第12条 市内での各種大会には、交通費は支給しない。

第13条 ~~中体連・中文連が主催する札幌市外で行われる全道、全国大会、新人戦に準ずる大会（1大会）の参加についての旅費規程を次のように定める。~~

~~※ 新人戦に準ずる大会については、全市大会を勝ち抜いたものとし、シート権やポイント制などによって勝ち上がった場合は該当しない。旅費補助を受けられる大会は1大会とする。~~

1 生徒

費目	市から補助がある場合 (中体連・中文連主催・共催大会)	常設部で市から 補助がない場合 (競技連盟・協会等の大会)	個人部で市から 補助がない場合
大会参加費	実費支給	実費支給	実費支給
宿泊費	市からの補助金の不足分	実費の半額支給	支給なし
交通費	市から全額補助されるため 支給なし	実費の半額支給	支給なし
昼食代	1000円×日数	支給なし	支給なし

付則1 登録選手以外には支出しない。

2 全国大会の場合は、必要に応じて協賛会を立ち上げて援助をしていただく。

3 「市からの補助がない場合」の大会における支出は、年度内で各部活1回までとする。なお、その年度の会計残高によっては支給できない場合もある。

4 交通費は、JRの特急往復運賃を基本とする。

5 原則、夕食・朝食付きの宿を選定すること。万が一それが難しい場合の食事代の補助についてはその都度検討する。

2 引率者

費目	公費が支出される場合	公費が支出されない場合
宿泊費	公費で支出される分の不足分	実費支給
交通費	公費で支出される分の不足分	実費支給
昼食代	日当に含まれているため支給なし	支給なし
現地交通費	公費で支出される分の不足分	実費支給

付則1 公費が支給されるまでの間、体文振で立て替え払いをし、後日、体文振に送金していただく。

2 この他にかかる実費については自己負担を原則とする。

~~2. 日帰りの大会（開催地が札幌、近隣市町村）~~

~~生徒、引率者の往復の交通費及び引率者の指導費（1日につき3000円）のみ支給する。~~

第14条 本校職員外部指導者の旅費については、引率者（本校職員）と同額とする。

~~第15条 本校設立外種目の引率教員が市内中体連大会、新人戦大会を引率する際、1日3000円を往復交通費および指導費として支出する。~~

第5章 退 会

第16条 退会するときは、活動生徒が親の承認を受け、スポンサーに届け出て承認を受ける。

第17条 退会届があり、それを認めたスポンサーは、事務局に速やかに連絡をする。

第18条 退会時は、いかなる場合にも会費の払い戻しはしない

第6章 付 則

第20条 細則は、役員会にて改正できる。

- ・平成 8年4月 第7条の活動時間および第13条の一部改正。
- ・平成23年4月 第7条の一部改正。
- ・平成29年4月 第10条の一部改正。
- ・平成30年4月 第3章、第4章の一部改正。
- ・令和 2年4月 第3章の一部改正。
- ・令和 3年4月 第2章の一部改正。
- ・令和 5年4月 第2章の一部改正。
- ・令和 7年4月 第4章の一部改正。

部 活 動 の き ま り

宮の丘中学校
部活動振興会

部活動の目的や意義を理解し、学校のきまりを守り、宮の丘中学校の生徒であることを自覚して、明るく、はつらつとした態度・行動で活動しましょう。

１． 活 動 場 所 ・ 用 具 施 設

- ① 活動場所は、割り当てに従い、お互い譲り合い、助け合って、ケガのないように気をつけて活動する。活動場所以外には立ち入らないこと。
- ② 貴重品の保管には十分注意をし、自分の持ち物はすべて活動場所へ持参する。玄関、廊下、ホールなどに放置しないこと。
- ③ 用具・施設を大切にすること。活動後は活動場所、更衣室、水飲み場など、協力して用具の後始末、清掃を行うこと。
- ④ 器具室・ロッカーに用具を収納する時は整理整頓を心掛けること。
- ⑤ 個人の持ち物（ラケット・シューズ・ジャージなど）は、教室、玄関などに置いて行かず、毎回持ち帰ること。
- ⑥ 教師のロッカー室、体育教官室、準備室に生徒だけで無断で入室してはいけない。

２． 活 動 時 間

- ① 活動開始時間は、一般生徒下校時間より開始することができる。ただし、学校行事、委員会活動、学級活動が優先される。
- ② 活動時間は、
夏季（３月～１０月）・・・午後６時３０分まで
冬季（１１月～２月）・・・午後６時００分まで
＊中体連の試合日２週間前から関係選手のみ午後７時００分まで活動時間を延長してもよい。また、駅伝部の全道大会出場、美術部の中文連参加についても活動時間を配慮する。
- ③ 活動終了後はただちに下校すること。（教室には、もどらない）
また、帰宅途中、寄り道や買い食いなどせず、まっすぐ帰宅すること。
- ④ 朝練習は、開始時間は７時３０分から、後片づけも含めて８時１５分までとし
８時３０分には教室に入って着席していること。

- ⑤ 職員会議、研修会等で再登校の指示があった場合は、必ずいったん帰宅してから時間に合わせて再登校する。

＊ 活動中止日の基準は次の通り

- ・指導者が不在の時（ただし、指導者に代わる者がいるときは、活動可能）
- ・職員会議（月に1回。ただし大会前などは特別に活動可にする場合がある）
- ・定期テスト3日前から
- ・札教研の日
- ・校外で学校行事を行う日
- ・その他、特に定めるとき
 - ①学校で定める日
 - ・インフルエンザ様疾病による学年、学級閉鎖の日、臨時休校の日
 - ・気象災害など危険が予想される時
 - ・その他
 - ②各部活動ごと設定する日
 - ・上記の日を含め、平日1日以上、土日1日以上の休養日を設定する。

3. 服装

- ① 体育系は体育時の服装（Tシャツ、ハーフパンツを含む）、またはユニフォームか部活動ごとに定めた服装で活動する。ウインドブレーカーなどの防寒着は、外で活動する時に限り、防寒の目的で着用して良い。文化系は標準服または体育時の服装での活動を基本とする。
- ② 更衣は、更衣室か決められた教室を使用し、その他の教室、トイレなどを使用しない。
- ③ 大会・試合についても私服での参加、応援はしない。

4. 休日の活動

- ① 休日の昼食は家から持参し、ミーティング室など顧問から指示された場所で食べる。
- ② いかなる活動であっても自転車を使用することは禁止とする。

5. その他

- ① 練習、活動は顧問の指示・指導または部長の指示に従い整然と行うこと。
- ② 礼儀正しい態度で活動し、どの先生の指導もしっかり受け止めること。
- ③ あめやガムなどのおやつは禁止とする。

令和6年度 部活動振興会 決算書(細目別)

1. 収入の部

項 目	細 目	収支年月日	同書No	令和6年度予算	令和6年度決算	増 減	摘 要
繰越金				210,468	210,468	0	前年度繰越金
会費				1,359,000	1,359,000	0	部活動振興会費
PTA体育文化振興会基金から		5 14		41,711	41,711	0	PTA体育文化振興会から繰り入れ
雑収入		2 20	75	0	35,000	35,000	中途入部費
総 計				1,611,179	1,646,179	35,000	

2. 支出の部

項 目	細 目	収支年月日	No.	令和6年度予算	令和6年度決算	増 減	摘 要
大会参加費 (大会参加料、協会・連盟登録料)	駅伝部	12 4	58		46,040		中体連・新人戦・通信陸上、大会参加・振込料
		小 計			46,040		
	男子バスケットボール部	5 31	5		10,300		チーム登録料手数料
		10 18	43		6,000		新人戦大会参加料
		12 4	51		6,000		新人戦大会参加料
		小 計			22,300		
	女子バスケットボール部	7 11	18		10,300		日本・北海道バスケットボール協会登録料・システム利用料
		10 18	47		6,000		バスケットオール新人戦大会参加料
		7 11	19		6,000		中体連大会参加料
		小 計			22,300		
	硬式テニス部	7 11	23		7,500		北海道中学校テニス選手権大会参加料
		10 18	40		1,500		新人戦大会参加料
		小 計			9,000		
	サッカー部	7 11	22		6,000		中体連大会参加料
		7 11	25		14,700		チーム登録料・手数料
		10 18	50		6,000		新人戦大会参加料
		小 計			26,700		
	吹奏楽部	5 31	16		17,000		札幌地区吹奏楽連盟・中学校吹奏楽研究協議会加盟金
		2 6	64		3,650		個人コンテスト札幌地区大会参加料
		小 計			20,650		
	女子ソフトテニス部	5 31	15		16,040		中体連団体・個人参加料
		7 11	21		3,000		ソフトテニス連盟団体登録料
		10 18	33		10,800		新人戦参加料
		小 計			29,840		
	女子バレーボール部	5 31	8		5,220		日本バレーボール協会登録料
		5 31	10		3,000		札幌札幌バレーボール協会登録料
		7 11	24		6,000		中体連大会参加料
		10 18	39		6,000		新人戦大会参加料
		小 計			20,220		
	野球部	5 31	12		10,700		野球協議会加盟料・連盟チーム登録料
		5 31	14		6,000		中体連参加費
		10 18	36		6,000		中体連新人戦参加費
		小 計			22,700		
	大会費合計				300,000	219,750	80,250
指導者費	指導者費	5 14	2		390,000		部活動指導者費(20,000円×19名+10,000×1名)
		小 計			390,000		
	指導者費合計				390,000	390,000	0
	駅伝部	12 4	56		20,937		プログラム代・ゼッケン代
		12 4	57		996		深川ジュニア・春季大会・第1戦2戦・Tシャツ振込料
		12 19	60		1,800		大会プログラム代
		2 20	72		38,000		Tシャツ
		2 20	73		30,000		フレキハードル・チューブバンド
		2 20	74		7,267		花色紙・シール・紙袋
		小 計		99,000	99,000	0	3,000×33名
	男子バスケットボール部	5 31	4		5,000		春季大会参加料
		7 31	28		6,000		U15大会参加料
		10 18	32		770		携帯用保冷パック
		10 18	41		2,703		バトルセラポアテープ撥水
		12 4	52		5,000		1年生大会参加料
		2 6	66		82,527		サインボール・ナップサック
		小 計		102,000	102,000	0	3,000×34名
	女子バスケットボール部	10 18	48		1,000		コーチクリニック料
		12 4	53		5,000		1年生大会参加料
		2 20	71		34,000		ボール・サインボール・テーピング
		7 11	20		5,000		バスケットボール春季大会
		7 31	30		6,000		U15大会参加料

活 動 費 (協会・連盟主催 以外の大会参加 料および消耗品)	サッカー部	小 計			51000	51,000	0	3,000×17名
		7	11	26		27,000	地区カブス参加料	
		10	18	37		22,200	サッカーボール・ワタナベカップ参加料	
		10	18	49		26,492	ボール代・審判更新料	
		2	6	61		4,000	チャレンジカップ参加料	
		2	6	62		5,241	審判更新料	
	吹奏楽部	小 計			84,000	84,933	-933	3,000×28名
		12	19	59		204,000	ティンパニヘッド REMO(レモ)	
	女子ソフト テニス部	小 計			204,000	204,000	0	3,000×68名
		7	11	17		3,600	札幌中学校選手権大会	
		7	31	27		47,000	テニスボール	
		10	18	31		6,000	札幌スポーツ館杯参加料	
		10	18	34		2,340	円山コート使用料	
		10	18	42		4,680	テニスコート使用料	
		10	18	44		5,120	テニスコート使用料	
		10	18	46		3,100	新人戦大会参加料	
		2	20	67		9,870	テニスボール・空気入れ	
		2	20	68		3,410	色紙・デザインシール・ステッカーシール	
		2	20	69		7,880	卒業記念品	
		小 計			93,000	93,000	0	3,000×31名
	女子バレー ボール部	5	31	6		3,752	バレーボール指導者資格登録・審判資格登録料	
		5	31	7		2,200	ラインテープ	
		5	31	9		7,500	札幌地区選手権大会参加料	
		5	31	11		2,200	ルールブック	
		7	31	29		1,089	オシポリ(ワイピング用)	
		10	18	45		4,000	ジュニアキャンプ参加料	
		2	6	63		7,500	白鳥杯バレーボール大会参加料	
		2	20	70		46,759	ゲームシャツ・テーピング	
	美術部	小 計			75000	75,000	0	3,000×25名
		2	6	65		31,431	画材	
	野球部	小 計			66,000	31,431	34,569	3,000×22名
		5	31	13		18,000	オバラ杯・札幌大会参加費	
		10	18	35		1,000	西区交流野球大会	
		10	18	38		53,000	ボール代	
		小 計			72,000	72,000	0	3,000×24名
	活動費合計				846,000	812,364	33,636	
備品費	備品費合計	12	4	55		20,000	ネット代	
		小 計				20,000		
	備品費合計				20,000	20,000	0	
損害保険	傷害保険	5	14	3		33,350	スポーツ安全協会保険加入金	
		小 計				33,350		
	損害保険合計				35,000	33,350	1,650	
予備費	予備費合計	12	4	54		12,763	ネット代	
		小 計				12,763		
	予備費合計				18,176	12,763	5,413	
合 計				1,611,179	1,488,227	154,585		

総収入 総支出 差引残高(次年度繰越金)
 1,646,179 - 1,488,227 = 157,952

美術部活動費の残金は、3月12日現在、PTA監査に支出が間に合わなかったもの。今後支出の予定あり。

令和6年度部活動振興会決算書

収入の部

項目	R6予算	R6決算	備 考
繰越金	210,468	210,468	令和5年度繰越金
会費	1,359,000	1,359,000	振興会費 1,176,000円 賛助会費183,000円
部活動振興会基金から	41,711	41,711	令和5年度繰越分
雑収入	0	35,000	途中入部者会費
合計	1,611,179	1,646,179	

支出の部

項目	R6予算	R6決算	備 考
事務局費			
事務局諸費	2,000	0	
運営費			
大会参加費	300,000	224,870	各種大会参加料及び協会・連盟登録料
指導者費	390,000	390,000	年20,000円×19人
活動費	846,000	807,244	各部活動費
備品費	20,000	20,000	各部に必要な備品補助費として
傷害保険	35,000	33,350	中文連スポンサー傷害保険料
予備費	18,176	12,763	各部に必要な備品補助費として
合計	1,611,176	1,488,227	

総収入 総支出 差引残高
 1,646,179円 - 1,488,227円 = 157,952円

令和7年 3 月10日

上記の通り体育文化振興会費・年度末決算いたします

会計担当 佐藤 克紀 

令和6年度 部活動振興会決算書は監査の結果、適正であることを認めます。

令和7年 3 月12日

辻本 操 

片桐 有里沙 